



消費者トラブル注意情報～令和7年12月版～

県内の消費生活相談窓口において、最近、相談が増加している商品・サービス^{※1}をご紹介します。
あなたや身近な方が消費者被害やトラブルに遭わないよう、ご注意ください！
困ったときは、お住まいの地域の消費生活センター等に相談しましょう。

(令和7年12月10日調査分)

商品・サービス	相談内容の例 ^{※2}	助言
不動産賃借 (退去費用に関するトラブルなど)	賃貸アパートを退去した。修繕費が高額な請求だ。請求されている内容に納得できない。	納得できない費用を請求された場合、国土交通省が定めている「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を参考に、貸主側に説明を求め、費用負担について話し合いましょう。また、退去時は、貸主側と一緒に賃貸物件の現状を確認するようにしましょう。契約する前は、契約内容の説明をよく聞き、契約書類の記載内容も確認しましょう。 (参考)広島県消費生活課ホームページ
役務その他サービス (質問サイトに関するトラブルなど)	パソコン作業中にトラブルが生じたため、ネットで解決方法を探し、質問サイトを利用した。その後引き落としが続いている。	定められた料金を定期的に支払う「サブスクリプション(サブスク)」の契約になっている可能性があります。契約時に届いた注文確認メール等を見て、契約内容を確認しましょう。解約手続きを行うまでは自動更新されますので、必要のない契約の場合は、事業者が定めた手順に従って解約しましょう。 (参考)広島県消費生活課ホームページ
鮮魚 (電話勧誘のトラブルなど)	昨年カニを購入した業者から、2回目のカニを代金引きかえで送ると電話があった。断って電話を切ったが、届いた場合受取拒否をしてもいいだろうか。	断ったにもかかわらず、一方的に代引配達で商品が届いた場合、宅配業者に事情を説明し、送り主の名称や所在地をメモするなどして事業者の情報を控えてから、受取拒否をして、代金を支払わないようにしましょう。また、家族や周りの人が誤って代引配達で商品を受け取ってしまわないよう、情報共有しておくことが大切です。 (参考)広島県消費生活課ホームページ

※1 「最近、相談が増加している商品・サービス」について

商品・サービスごとに、以下の(1)の期間に寄せられた相談が5件未満だったものを除き、(1),(2)を比較して、(1)の割合が大きい上位項目を算出しています。

(1)最近の期間(調査日の約2週間前を最終日とした過去30日間)における割合

(2)過去の期間((1)以前の180日間)における割合

※2 相談内容は、相談者の申し出に基づく情報であり、事実関係を確認しているものではありません。

■相談窓口

○広島県消費者啓発サイト「よくある相談事例」⇒ 

○電話相談：消費者ホットライン(局番なしの電話番号 188(イヤヤ)) 最寄りの相談窓口につながります。
広島県消費生活センターは、082-223-6111(受付時間/月～金曜日 9:00～17:00)

○電子メール相談：県サイト [電子メール受付](#) ⇒ 

○消費生活課公式X(旧Twitter)⇒ 



広島県消費者啓発キャラクター
ナッキー＆ネイリー
～Stop the 泣き寝入り～

■海産物の電話勧誘トラブルに注意！

カニなどの海産物の購入を勧める電話があり、強引に契約をさせられてしまったり、断ったのに商品が届いたりすることがあります。カニなどの海産物の購入機会が増える年末年始に、ご家族が強引な電話勧誘によって海産物を購入しないよう注意点を確認しておきましょう！不審な点に気づいたら、188で相談。

詳しくは⇒[広島県消費者啓発情報サイト](#)

【発行】広島県環境県民局消費生活課